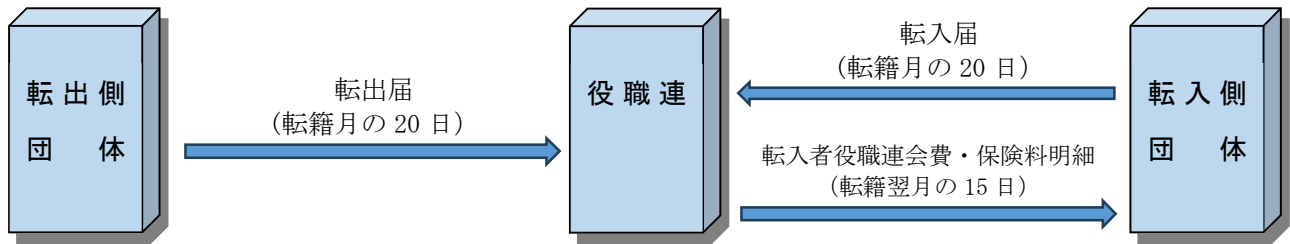


職員の転出・転入があった場合

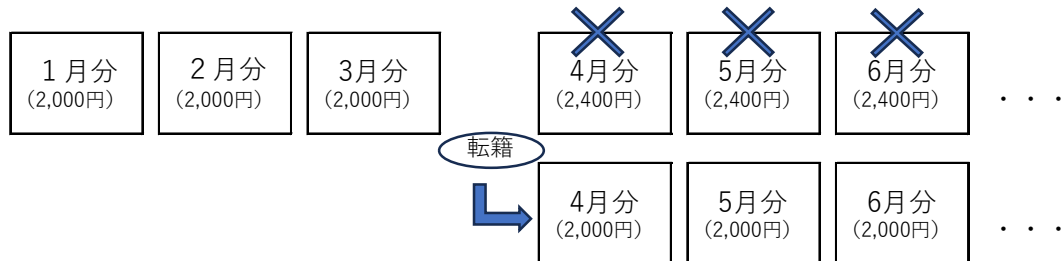
役職連に加入している団体間で職員の転籍があった際、転籍月の20日までに両団体が「転出・転入届」を提出することにより、役職連に継続して加入することができます。



・転入時の保険料について

転入した会員の保険料等は、転出時の額となり当該年度の8月まで固定となります。

(例) 4月1日付で転籍 標準報酬月額(転出団体時200千円 転入団体時240千円)の場合の正会員積立金額



転出・転入届 (様式 No. 03-072) 記入例

(例) 令和〇年4月1日付で△△△△組合から□□□□連合会へ転籍した場合

【転出側の団体】

転出・転入届				年	月	日
一般社団法人 岩手県農林漁業団体役職員連盟 理事長 殿						
下記のとおり転出または転入したので、届出します。						
・転出団体記入欄						
会員番号 (転出前)	団体コード	会員コード	会員名	(フリガナ) 〇〇 〇〇		
1 〇 〇 1	〇 〇 〇 1	〇 〇 〇 1	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇		
転出先団体名	□□□□連合会		異動年月日	令和〇年 4月 1日		
団体名				△△△△組合		
代表者名				〇〇 〇〇		

【転入側の団体】

転入団体記入欄				年	月	日
会員番号 (転入後)	団体コード	会員コード	会員名	(フリガナ) 〇〇 〇〇		
1 〇 〇 2	〇 〇 〇 3	〇 〇 〇 3	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇		
転入前団体名	△△△△組合		異動年月日	令和〇年 4月 1日		
団体名				□□□□連合会		
代表者名				〇〇 〇〇		

※転入時、健康保険証の番号が決まっていない場合は空欄で提出してください。